## 告 示

## 埼玉県告示第八百三十五号

分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処

平成二十八年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	号又は名称被聴聞者の商	の氏名)の氏名(法被聴聞者の氏名(法	事務所の所在地被聴聞者の主たる
平成二十八年	有限会社田所	田所 和雄	神田県のいたま市
七月十三日午	不動産		見沼区東大宮五丁
前十時			目三十三番地十四

## 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五一一会議室